

令和元年司法試験再現答案

民事系科目

第2問 商法

整理番号	ランク
1	A
2	A
3	A
4	A

1【設問1】（以下、会社法については法令名省略）

2第1 甲社の臨時株主総会を乙社自ら招集する方法

31. 乙社は、平成29年5月の時点で甲社の総株主の議決権の4%を有しているから、
4「総株主の議決権の百分の三…以上の議決権」を有している。また、これを平成30年1
5月まで保有割合を増やしつつ保有し続けているから、「六箇月…前から引き続き有する株
6主」といえる。したがって、乙社は、甲社取締役に対し、株主総会の目的である事項と召
7集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる（297条1項）。この総会
8の目的事項として、乙社が提案しようとしている事項を定めればよい。

9そして、甲社取締役が請求後遅滞なく招集手続きをしない場合や、請求があった日から
108週間以内の日を総会の日とする招集通知を発しなかった場合には、株主乙社は、裁判所
11の許可を得て、自ら株主総会を招集することができる（同条4項1号2号）。

122. この方法の、乙社にとってのメリットは、株主総会を早期に招集できることが297
13条4項で担保されていることである。この方法によれば、定時株主総会を待たずして、早
14期に株主総会で、提案したい議題についての決議を得ることができる。

15第2 平成30年6月の定時株主総会の開催に当たり株主提案権を行使する場合

16 1.(1) まず、甲社は公開会社であるから、取締役会設置会社である（327条1項1
17号）。そして、乙社は「総株主の議決権の百分の三…以上の議決権を六箇月…前から引き
18続き有する株主」（303条2項）に当たる。したがって、303条2項に基づき、乙社
19は、株主総会の日から八週間前までに、甲社取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的と
20することを請求することができる。

21 (2) また、304条に基づき、甲社定時株主総会において、株主総会の目的である事項
22について議案を提出することができる。

23 (3) さらに、乙社は「総株主の議決権の百分の三…以上の議決権…を六箇月…前から引

24「引き続き有する株主」に当たるから、305条2項に基づき、株主総会の日の八週間前まで
25に、株主総会の目的である事項について株主が提出しようとしている議案の要領を株主に
26通知することを請求することができる。

272. この方法の、乙社にとってのメリットは、第1で述べた方法と異なり、裁判所の許可
28が不要であって、手続が簡便な点にある。

29【設問2】

301. 乙社は、甲社に対し、本件新株予約権無償割当ての差止めを請求する。

31 2. 法的根拠

32 (1) 乙社の請求について定めた明文の定めはない。247条は、募集新株予約権の差止
33請求を認めているが、新株予約権無償割当て(277条以下)の差止請求については何も
34定めていない。

35 (2) もっとも、会社法が新株予約権無償割当ての差止請求を明文で定めていないのは、
36新株予約権無償割当てにおいては、通常、「不利益を受けるおそれがある」(247条)
37株主がいないと考えられたからに過ぎない。したがって、新株予約権無償割当てにより
38「株主が不利益を受けるおそれがある」という例外的な場合であれば、247条を類推適
39用して、新株予約権無償割当ての差止請求をなしうると解すべきである。

40 本件では、割り当てられる新株予約権に概要(8)(10)所定の条件が付されている。これ
41は、他の株主と異なり、乙社にだけ割り当てられる新株予約権の行使を制限するものであり、
42差別的行使条件といえる。この差別的行使条件がある以上、他の株主だけが新株予約権を
43行使するにもかかわらず、乙社だけが新株予約権を行使できなくなる結果、乙社の甲社に
44対する持株比率が低下することにより、「不利益を受けるおそれがある」。したがって、
45乙社は、247条類推適用を根拠に、上記の請求をなしうる。

46 問題は、同条1号または2号の要件を充たすかどうかである。

473. 1号要件

48 (1) 乙社は、本件のような差別的行使条件を付す新株予約権無償割当ては、法令違反で
49あり、1号要件を充たすと主張する。

50ア. 278条1項1号、2項は、新株予約権無償割当てが、株主の有する株式の数に応
51じてなされることを予定している。したがって、新株予約権無償割当てについては、株主
52平等原則(109条1項)の趣旨が及ぶ。具体的には、①株主共同の利益を害する危険が
53ある場合で、かつ、②会社が株主に不利益が生じないよう十分な配慮をしているのでなけ
54れば、差別的行使条件を付したことが違法となると解すべきである。もっとも、会社の実
55質的所有者は株主であることから、株主総会で株主の大多数が賛成決議をしているような
56場合には、株主の判断を尊重して、裁判所は①の株主共同利益の侵害の危険を認めるべき
57である。

58イ. 本件株主総会においては、甲社の総株主の議決権の60.3%(=67%×0.9
599)の賛成が得られているものの、判例の事案と比べると、賛成票が著しく少ない。これ
60だけの賛成票で、直ちに差別的行使条件を新株予約権に付すことを認めては、株主総会普
61通決議で多数派株主が少数株主を差別することを認めるのと同様であり、不当である。し
62たがって、本件株主総会のみを理由に、①要件を充足するとはいえない。

63 また、乙社が甲社の事業に対して理解がないことを踏まえても、これだけでは、乙社が
64甲社の企業価値を毀損し、株主共同の利益を害することの裏付けがあるとはいえない。し
65たがって、①要件を充足しない。

66ウ. なお、概要(10)所定のとおり、乙社がこれ以上の校舎の買い増しを行わない旨を確
67約した場合には、甲社は乙社に新株予約権の行使を認めることを定めているため、これ自
68体は十分に株主に配慮したものといえる(②充足)。もっとも、上述のとおり、①を充た
69さないため、本件新株予約権無償割当てはやはり平等原則に反する。

70 (2) 以上のとおり、本件新株予約券無償割当ては、法令に違反し、1号要件を充たす。

714. よって、乙社の請求は認められる。なお、甲社取締役は、支配権維持目的のほかに、
72株主共同の利益保護目的も併存していると考えられることから、不公正発行とまではいえ
73ず、2号要件は満たさない。

74 【設問3】

751. 甲社代表取締役Aが、安易に本件決議2に従った点について、善管注意義務（330
76条、民法644条）違反が認められ、「任務を怠った」といえるか。

77 (1) 前提として、本件決議2は有効か。

78 たしかに、甲社のような取締役会設置会社においては、業務執行の具体的決定は、株主
79総会ではなく、取締役や取締役会が担当するのが原則である（295条2項）。もっとも、
80これは会社の機動的な経営判断の便宜を図ったものにすぎないから、取締役会の決定で、
81業務執行の具体的判断を株主総会決議に委ねるのは自由というべきである。したがって、
82業務執行の具体的決定をするものであるにもかかわらず、本件決議2は有効である。

83 (2) そうであるとしても、本件決議2に慢然と従って、P倉庫を売却したAに、善管
84注意義務違反が認められないか。

85 総会決議に従ったものである以上、原則として善管注意義務違反はない。もっとも、総
86会決議に賛成した株主は、総会決議後の著しい事情変更があった場合にまで、取締役が総
87会決議に従うことを求めるものではない。したがって、このような株主の合理的意思から
88は、総会決議後に著しい事情変更があった場合に、慢然と総会決議に取締役が従った場
89合には、善管注意義務違反になりうる。

90 本件では、本件決議2の後の、平成31年1月の大地震により、Q倉庫が倒壊した結果、
91P倉庫を売却すると、50億円を下らない損害が甲社に生ずることが見込まれるという重
92大な事情変更があった。このような事情変更があるのに、臨時株主総会を招集して、改め

93て株主の判断を求めることなく、慢然と、本件決議2に従って、甲社に莫大な損害を生
94じさせたAには、善管注意義務違反が認められる。したがって、Aは「任務を怠った」と
95いえる。

962. これに「よって」甲社に「損害」が生じている。また、Aに帰責性（428条1項反
97対解釈）もある。

983. よって、Aは423条1項の任務懈怠責任を負う。

99補足

100 本件決議1も、有効である。取締役が有する業務執行判断の権限を株主に返すものにす
101ぎないからである。

第1 設問1

1 乙社が、甲社の臨時株主総会を自ら招集する場合、297条1項に基づいて、取締役に対して、招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる。乙社は、6か月前から、100分の3の議決権を有する株主であるため、同項の要件も満たす。

そうすると、297条4項により、各号に該当する場合には、株主は裁判所の許可を得て株主総会を招集することができる。

2 平成30年6月の甲社の定時株主総会の開催に当たり株主提案権を行使する場合、303条に基づいて、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求できる。乙社は、303条2項の要件も満たす。

3 前者のやり方であれば、株主総会の開催を早めることができる反面、招集手続を株主自ら行う必要がある点で、手間がかかる。

第2 設問2

1 乙の主張

本件新株予約権無償割当ての差止は認められるか。

(1) 247条2号該当性

「著しく不公正な発行」とは、不当な目的を達成するために新株予約権を発行することであり、支配権維持目的は、不当な目的に当たるのが原則である。

本件では、甲社に支配権維持目的があることは明らかである。

(2) 247条1号該当性

278条2項及び109条1項の趣旨に鑑みれば、本件新株予約権無償割当ては、違法であり、法令違反がある。

2 主張の当否

(1) 247条2号該当性

支配権維持目的であっても、株主の権利を保護するために必要である場合には、例外的に不当な目的には当たらないと解する。

本件では、乙社は、いわゆるグリーンメーラーであり、株主の権利を保護するために、支配権維持が必要であった。

よって、「著しく不公正な発行」に当たらない。

(2) 247条1号該当性

甲社は、乙社の利益を不当に害するものではないとするが、理由がなく、乙社の主張が妥当である。

第3 設問3

1 本件決議1は、295条2項の趣旨に照らし、有効である。

2 Aに任務懈怠があるか否かが問題となる。定款に従っているものの、会社に損害を与えない善管注意義務を負っているため、これに違反しており、任務懈怠があるというべきである。

そうすると、Aは任務懈怠責任を負う。

以上

民事系科目第2問（商法）

第1. 「設問1」について

1. 甲社の臨時株主総会を自ら招集する場合

乙社は、株主の株主総会所有権（会社法 297 条）に基づき、自ら総会を招集し、一定の事項を提案することが考えられる。

かかる手段を行うには、株主が、総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 カ月前から引き続き有していることが必要である。そして、取締役に対して、株主総会を招集することを請求し、遅滞なく招集が行われないとき（1 号）、請求の日から 8 週間以内の日を株主総会とする通知が発せられないとき（2 号）は、裁判所の許可を得て、上記手段を行うことができる。

2. 株主提案権を行使する場合

乙は、次回の定時株主総会の開催に当たり、株主提案権（303 条 1 項）を行使することが考えられる。乙社は取締役会設置会社である（）から、かかる手段が認められるには、総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権又は 300 個以上の議決権を 6 か月前から有しており、かつ株主総会の日から 8 週間前までにしなければならない。

3. 両手続の比較

上記 2 つの手続は、権利を行使することができる株主の資格の点については差が無い。一方、前者は比較的すぐに株主総会で目的を達成することができるのに対して、後者では 6 月の総会まで待たなければならない点で、前者の方が後者よりも時期の早さの点で有利である。もっとも、前者は裁判所の許可を得なければならない点で、後者よりも手続が厳格であるといえる。

第2. 設問2について

乙は、本件新株予約権の発行をやめることの請求（247 条）をすることが考えられる。かかる手段が認められるか。

1. 乙は、本件新株予約権無償割当ては、会社支配権の維持のためになされたものであり、「著しく不公正な方法」（同条 2 号）によってなされたものであると主張することが考えられる。かかる主張が認められるか。

（1）「著しく不公正な方法」とは、不当な目的達成手段として発行がなされる場合をいう。そして、受任者たる取締役が委任者たる株主の構成を変更することは、法が機関権限の分配を定めた趣旨に反するのであるから、主として会社支配権維持目的での新株予約権の発行は著しく不公正な方法による発行であるといえる。

もっとも、取締役は会社に対して忠実義務（350 条）を負っているのであるから、株主全体の利益保護を目的とする場合は例外的に不公正発行とはいえないと考える。

（2）これを本件について検討する。

乙は、以下のように主張し、本件の発行が主として会社支配権維持目的であったと主張

する。すなわち、「本件新株予約権無償割当ての概要」（以下「概要」とする）の（１）によれば、既存株主の株式の数が最大２倍になり得る一方、概要（８）によると、乙は「非適格者」とされ、新株予約権を行使できないし、（１０）の際取得の対価は甲社の株式ではなく１円とされていることから、乙の持ち株比率は著しく低下することになる。かかる事実は、乙を排除して甲の支配権を維持する手段となる。また、本件発行直前には乙は既に甲社株式を２０％も有していたこと、乙が株主提案権を行使した株主総会の直後に本件発行がなされたことから、甲社にとって都合が悪いと考える取締役が乙を排除することで乙の主張を妨害する目的があったといえる。そうだとすれば、本件発行は主として会社支配権の維持目的であったといえる。

しかし、本件発行は、総株主の共同の利益を保護するためになされたものであるから、例外的に、「著しく不公正な発行」とはいえない。すなわち、乙は、以前、比較的短期で株式を売買し、その売買益を得る投資手段を採っており、敵対的な買収により対象会社の支配権を取得し、経営陣を入れ替え、対象会社の財産を切り売りする投資方法をとってきたことがあり、今回も、平成２９年５月の時点で持株比率が４％であったが平成３０年３月３１日には２０％も有しており、約半年で５倍もの持株比率が増加しているから、短期間買収の事実が認められ、上記のような手段が採られるおそれがある状況であったといえる。そして、上記のような手段は、甲社の企業価値を毀損し、株主の共同の利益を害するものであるから、本件発行は、乙が上記手段を採ることに対抗する手段であり、株主の共同の利益を保護する目的でなされたといえる。

よって、乙の主張は認められず、「著しく不公正な発行」とはいえない。

２．次に、乙は、本件発行は、乙を他の株主と異なり「非適格者」（概要（８））として、新株予約権を行使できないし、取得対価も１円と、甲社の株式を取得できる他の株主と比べて不利な取扱いがなされているから、株主平等原則（１０９条１項）に反するため、「新株予約権の発行が法令に違反する」（２４７条１号）と主張することが考えられる。かかる主張が認められるか。

この点、新株予約権の発行は、株主の資格に関するものではないから、株主平等原則の適用はないが、その趣旨は及ぶと考えられるので、合理的な理由が認められ、相当な手段といえなければ、同原則の趣旨に反し違法であると考ええる。

これを本件についてみるに、本件発行は、上述の通り、株主の共同の利益のためになされたものであり、合理的な理由があるといえる。また、概要（１０）によれば、乙社がこれ以上の甲社の株式の買い増しを行わない旨の確約をした場合には、株主に割り当てた新株予約権を回収するとすることで、乙に対する配慮もなされていることから、相当な手段といえる。

したがって、株主平等原則の趣旨に反さず、乙の上記主張は認められない。

３．よって、乙は本件新株予約権の無償割当てをやめることの請求をすることはできない。

第３．〔設問３〕について

1. 本件決議1の効力について

本件決議1は、本来取締役会決議事項である重要な財産の処分（362条4項1号）を株主総会決議事項とするものであり、かかる定款変更は認められるか。

この点、同号が重要な財産の処分につき取締役会の専決事項とした趣旨は、経営の専門家である取締役に経営上の能力が必要とされるものの判断を任せることで会社運営の円滑化を図るという所有と経営の分離を実現することにあるところ、会社の所有者である株主がかかる会社の利益を放棄して自ら判断することを制限する必要はない。そこで、取締役会決議事項を株主総会決議事項とすることも、その全部の権限を委譲する等、所有と経営の分離の意義を完全に没却するような場合を除き、許容されると考える。

したがって、本件決議1は、重要な財産の処分のみを株主総会の決議事項とするものであるから、許容される。

よって、本件決議1は有効である。

2. Aの423条1項の責任について

(1) Aの同責任が認められるには、Aに任務懈怠が認められる必要があるところ、本件決議1が有効であれば法令定款違反はない。そこで、Aに善管注意義務（330条・民法644条）違反が認められるか。

この点、会社の経営判断には、様々な事情が考慮されなければならない専門的判断であり大きなリスクが伴うことであるから、経営判断によって生じたあらゆる会社の損害につき取締役の任務懈怠責任が認められるとすれば、取締役の判断が委縮し、ひいては会社の発展が阻害される、そこで、取締役の経営判断につき善管注意義務違反が認められるには、その判断当時の通常の経営者に判断に照らし、その判断の過程及び内容につき著しく不合理な点がない限り、善管注意義務違反は認められないと考える。

これを本件についてみるに、Aの判断当時、Q倉庫が倒壊し、貨物をP倉庫において保管しなければならない状況があり、P倉庫を売却すると、競合他社に多数の顧客を奪われる等、50億円を下らない損害が甲社に生ずることが見込まれる状況であったが、P倉庫の価値は上昇しており、P社を直ちに売却する必要性は特に存在していなかったといえる。このように特に必要性が存在しないにもかかわらず多大な損害をもたらすような判断をしたことは、その過程及び内容につき著しく不合理な点が認められる。したがって、Aに善管注意義務違反が認められるので、Aに任務懈怠があったといえる。

(2) そして、かかる任務懈怠によって甲社に50億円の損害が生じたといえる。

(3) したがって、Aに会社法423条1項の責任が認められる。

設問1

第1 自ら招集する場合

- 1 乙が自ら招集する場合、会社法（以下略）297条1項に基づいて招集することになる。

まず、甲社は、種類株式発行会社ではない。そのため、議決権制限株式がなく（108条1項3号、107条参照）、株式の保有割合がそのまま議決権割合となる。乙は、平成30年1月の時点で発行済み株式の議決権15%を有している。そのため、総株主の議決権の百分の三以上の議決権を乙は有している。また、甲社は公開会社であるが、乙は6ヶ月の株式保有要件も満たす。

297条1項の「取締役」とは、株主総会の招集権者である代表取締役であると解する（296条3項、363項1項1号参照）。そのため、乙は、代表取締役であるAに召集の請求をすべきである。この際、乙は一定の事項についてAに示し、またその理由を通知する必要がある。そのうえで、297条4項各号に当たる場合は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集することになる。

- 2 その際、乙は、取締役に代わって、招集に関しての決定をした上で（298条1項）、召集の通知をしなければならない（299条）。もっとも、甲社は金融商品取引所に上場している株式会社であるため、会社法施行令に定める場合に当たるとは、298条1項3号の事項を定める必要はない。その他、乙は、299条以下の手続きを行う必要がある。

第2 株主提案権を行使する場合

この場合、303条より、乙は、取締役に對し、一定の事項を株主総会の目的とするよう請求することになる。その場合、株主総会の日の8週間前にその請求をしなければならない。また、乙は更に304条より、議案を提出することになる。そして、乙が株主への通知を求める場合には、305条1項より、議案の要領を通知してもらうことになる。

第3 比較

まず、自ら招集する場合、乙が自ら株主総会にかかる手続を行う必要がある。また、乙が自ら招集する場合、そのための基準日（124条1項）の設定をすることができないため、株主総会当日において、株主であるかどうかの確認に困難をきたし、株主総会決議の瑕疵が生じる可能性がある。

他方、株主提案権を行使する場合、取締役が乙の提案を取り上げなかった場合、その瑕疵を争う方法は、決議取消しの訴えによることができないため、その瑕疵を争うことに困難をきたすという問題点がある。

設問2

- 第1 まず、乙は、247条より、新株予約権の発行の差止めならびにこれについて仮差止めの申立て（民事保全法23条2項）をすることが考えられる。

1 1号該当性

本件では、本件株主総会の招集の手續及び議事は適法になされている。また、そのほかに、1号に該当する事由はない。

したがって、1号違反はない。

2 2号該当性

- (1) 本件では、甲は、甲の会社経営に理解がない乙を排除する目的で、本件新株予約権無償割当てを行うことにしている。そのため、かかる目的でなされていた本件新株予約権無償割当ては、乙という株主に不利益を与えるという、著しく不公正な方法により行われているとは言えないか。

- (2) まず、新株予約権の割り当てにおいて、主要な目的が財政目的ではなく、会社の支配権維持目的にある場合は、原則として著しく不公正な方法によってなされた新株予約権無償割当てとなると考える。もっとも、例外的にグリーンメーラーのように会社に損害を与えるような方法で会社株式を有する者を排除する意図でなされ、それが株主全体の利益にかなうといえるような場合には、著しく不公正な方法でなされたとは言えないと解する。

まず、新株予約権無償割当て時点において、甲において財政的な必要性がない。他方、甲は、乙が甲の株式を買い増して、支配権を獲得しようとする動きを阻止しようとして、本件新株予約権無償割当てを行っている。以上より、本件新株予約権無償割当ては、会社の支配権維持目的の下になされているといえる。

一方、本件新株無償割当ては、本件株主総会により、総株主の議決権 90%を有する株主が出席し、かかる提案は、出席株主の 67%の賛成により、可決されている。本件株式無償割当ては、株主の賛成により行われたものであり、株主の意向に沿って、株主の利益のためになされたものと考えうる。他方、乙は、ソーシャル・ネットワーキング・サービスにおいて、甲の事業に対し、「社会のデジタル化に伴い、事務用品は早晩なくなるであろう」と発言するなど、甲の事業に対して理解がない。また、乙は、これまで比較的短期間で株式を売買し、その売買益を得る投資手法を取っている。更には、これまで敵対的な買収により対象会社の支配権を取得し、その経営陣を入れ替え、対象会社の財産を切り売りする投資手法を取ったりしたことがあった。以上から、乙が支配権を獲得すると、甲の会社の資産が不当に害され、乙以外の株主の利益とならない一方で、支配権維持目的でなされた新株予約権無償割当ては、甲の株主全体の利益となると考えられる。

したがって、本件新株予約権無償割当ては、会社に損害を与えるような方法で会社株式を有する者を排除する意図でなされ、それが株主全体の利益にかなうといえるような場合にあたることから著しく不公正な方法でなされたとはいえない。

- (3) もっとも、かかる本件新株予約権無償割当ての内容を見ると、乙以外の株主は、対価として普通株式を取得できるのに対し、乙は株式の公正な価格とは到底言えない 1

株当たり、1円を取得するに過ぎない。乙に経済的不利益が生じることから、109条の趣旨に鑑み、著しく不公正な方法でなされたということとはできないか。

これについては、乙以外の株式は、普通株式1株を取得することから、これを売却すれば、1円以上の対価を得ることができると考えられるのに対し、乙は1円を取得するに過ぎない。また、新株予約権の割当てについて、著しく不公正な方法なされたとは言えないとした判例もあるが、かかる事案では、株式の客観的な価値を対価として取得させる合意がなされており、本件とは事案が異なるといえる。

したがって、著しく不公正な方法でなされたといえる。

- 3 そして、乙は本件新株予約権無償割当てにより、金銭的な損害を被るといえるから、「不利益を受けるおそれ」も認められる。

第2 以上より、乙による本件新株予約権無償割当ての差止めは認められる。

設問3

第1 本件決議1の効力について

- 1 本件決議1は、株主総会に会社の重要事項の決定権を与えることをその内容とする者である。そのため、本件決議1の有効性は、公開会社において業務決定を株主総会に委ねることができるか、という点によることになる。

公開会社（2条5号）は、いわゆる非公開会社と異なり、株主が会社の経営に参画することを予定していない。公開会社においては、株主の構成がある程度頻繁に入れ替わることが予定されている。また、株主としては、会社の経営方針に不満がある場合は、取締役を解任するか、もしくは自己の有する株式を売却するという手段がある。そのため、公開会社においては、取締役会が会社の業務決定を行う権限をゆだねられているといえ、株主がこれを行うということは予定されていない。

- 2 したがって、業務決定を株主に委ねるという本件決議1は無効である。

第2 423条1項の責任

- 1 Aは取締役であり「役員等」にあたる。では、Aはその任務を怠ったといえるか。

まず、上記の本件決議1が無効であることを考慮すると、本件決議2は、株主が会社に対して、拘束力のない提案を行ったものと解するべきである。そのため、Aが単に本件決議2に漫然としたがって、取締役がなすべき注意を払わずに業務決定を行った場合は、任務懈怠があったといえる。

Aは、取締役会において本件決議2に従い、P倉庫を売却するとの議案を決定している。その過程において、P倉庫を売却するとQ倉庫に貨物を保管することになるが当時Q倉庫は使用不可能であり、P倉庫を売却すると、競合他社に多数の顧客を奪われるなど、50億円を下らない損害が生じる恐れがあったといえる。Aはその判断過程において、かかる損害が生じることについて十分に考慮せず、単に本件決議2に従うべきかどうかという点に着目して判断していると考えられる。

したがって、Aにはかかる点につき、任務懈怠があるといえる

- 2 そして、P 倉庫を売却することにより、多数の顧客が奪われるなどした結果、甲社に損が発生している。
- 3 よって、A はかかる損害につき、423 条 1 項の責任を負う。

以上